

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月8日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 副知事</p> <p>第2順位 総務部長</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等及び出納局長（総務部長を除く。）、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 <u>岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第5条第2号に掲げる総務部の事務を監督する副知事</u></p> <p>第2順位 <u>第1順位に掲げる者以外の副知事</u></p> <p>第3順位 総務部長</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長（総務部長を除く。）、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年10月8日から施行する。